毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
4月6日
（金曜日）

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……三
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……三
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……三
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（漁港漁場整備課）……三
道路の区域の変更（道路整備課）……五
道路の供用の開始（道路整備課）……六
○公告
土地改良区役員の届出（農村整備課）……六
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路整備課）……六
長門都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……七
○選管告示
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正（二件）……七
不在者投票のできる老人ホームの指定……八

山口県告示第百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年四月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　宇部興産株式会社
住　所　宇部市大字小串一九七八番地の九六
二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地　宇部市大字小串一九七八番地の六
三　特定施設に関する事項
㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法	
	能力（N㎥／時）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
四六―ニ	二五〇	平成三〇、六、一五	平成三〇、七、二〇	平成三〇、八、一	連続	二四時間	変動なし
〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　「四六―ニ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値								汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
四六―二		七	八～六	一・五	二	一〇	一〇	検出せず	検出せず	三・五	四・五
〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
好気性排水処理施設	鉄筋コンクリート製	四、五〇〇	活性汚泥連続	二四時間		変動なし	（既設）		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
好気性排水処理施設	処理前	五	六～三	二五三・三	三〇七・七	一五	二〇	一	一二三・八	二七二・四	二・八六	九・三四	四、〇〇〇	四、四〇〇
	処理後	七・五	八～七	三一・九	三八・四	三〇	三五	〇・五	三七・三	九四・六	〇・八七	二・八七	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口		排出水の汚染状態の値										排出水の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1排水口		七	九～六	二・五	五	四	二五	二・五	一・一	四	〇・〇五	〇・一	一、三六九・二	六、五六七・二
No.3排水口		七・六	〃	一三	四四	一四・八	〃	一・五	一〇・三	五三	〇・一三	〇・三	四四、八五〇・六	四八、七一九・七

No.5 排水口	七・五	〃	一六・六	四五	九・六	〃	一	七	五〇	〇・〇五	〃	五、八三二	六、三一一・九

山口県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

名称	医療所在地	廃止年月日
ふなつ眼科	周南市政所三丁目四番五号	平成三〇、一、三一
セガミ薬局政所店	〃　〃　五番二七号	〃　〃

山口県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

名称	医療所在地	指定年月日
ふなつ眼科	周南市桶川町七番一〇号	平成三〇、二、一
ココカラファイン薬局政所店	〃　〃　一一号	〃　〃

山口県告示第百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
山口市阿知須土地改良区	平成三〇、三、二三

山口県告示第百四十八号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

三　山口県山口北沿岸仙崎漁港海岸に関する部分を次のように改める。

三　山口県山口北沿岸仙崎漁港海岸

1　区域

㈠　小浜地区海岸

基点一の点と基点二の点を結んだ線、基点二の点と基点三の点を通る市道小浜線、県道小浜仙崎線（いずれも道路を含まず。）、基点三の点と補助点三の一の点を結んだ線、補助点三の一の点と補助点二の一の点を結んだ基点二の点と基点三の点を通る道路の線（道路を含まず。）に平行七〇メートルの線及び補助点二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

㈡　白潟仙崎地区海岸

基点四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線、基点八の点と基点九の点を通る市道仙崎白潟線（道路を含む。）、基点九の点と補助点九の一の点を結んだ線、補助点九の一の点と補助点八の一の点を結んだ基点八の点と基点九の点を通る道路の線（道路を含む。）に平行六〇メートルの線、補助点八の一、七の一、六の三、六の二、六の一、五の一、四の一、基点四の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

㈢　後原地区海岸

基点一〇、一一、一二、一三、補助点一三の一、一二の二、一二の一、基点一〇の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

㈣　大泊西地区海岸

基点一四の点と基点一五の点を結んだ線、基点一五の点と補助点一六の一の点を通る市道大泊青海線（道路を含む。）、補助点一六の一、一六の二、一六の三、基

点一六の四、一七、一八の各点を順次結んだ線、基点一八の点と基点一九の点を通る市道大泊青海線（道路を含む。）、基点一九の点と補助点一九の一の点を結んだ線、補助点一九の一の点と補助点一八の一の点を結んだ基点一八の点と基点一九の点を通る道路の線（道路を含む。）に平行五〇メートルの線、補助点一八の一、一七の一、一六の九、一六の八、一六の七、一六の六、一六の五の各点を順次結んだ線、補助点一六の五の点と補助点一五の一の点を結んだ基点一五の点と基点一六の点を通る道路の線（道路を含む。）に平行五〇メートルの線及び補助点一五の一、一四の一、基点一四の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(五) 大泊東地区海岸

基点二〇の点と基点二一の点を結んだ線、基点二一の点と基点二二の点を通る市道大泊線（道路を含む。）、基点二二の点と補助点二二の一の点を結んだ線、補助点二二の一の点と補助点二一の一の点を結んだ基点二一の点と基点二二の点を通る道路の線（道路を含む。）に平行五〇メートルの線及び補助点二一の一、二〇の一、基点二〇の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(六) 大日比地区海岸

基点二三、二四、二五、二六、二七、二八の各点を順次結んだ線、基点二八の点と基点二九の点を通る市道通線、大日比線（道路を含む。）、基点二九、三〇、補助点三〇の一、二九の一の各点を順次結んだ線、補助点二九の一の点と補助点二八の一の点を結んだ基点二八の点と基点二九の点を通る道路の線（道路を含む。）に平行五〇メートルの線及び補助点二八の一、二七の一、二六の一、二五の一、二四の一、二三の一、基点二三を順次結んだ線によって囲まれた区域

2　点の位置

(一) 基点

一	長門市大字仙崎第四、一三六番地の五北東端標杭の位置	
二	〃	〃　第四、一三六番地の一南端標杭の位置
三	〃	〃　第一四〇番地の二東北端標杭の位置
四	〃	〃　第五九三番地の一南端標杭の位置
五	〃	〃　第五八四番地の一西端標杭の位置
六	〃	〃　第六六四番地の南西端標杭の位置
七	〃	〃　第六九七番地の南西端標杭の位置
八	〃	〃　第七〇七番地の北西端標杭の位置
九	〃	〃　第一、三七四番地の東南端標杭の位置
一〇	〃	〃　北防波堤基部の中心標杭の位置
一一	〃	〃　第四、二三二番地の東南端標杭の位置
一二	〃	〃　第一、八八四番地の北端標杭の位置
一三	長門市大字東深川と長門市大字仙崎との境界標杭の位置	
一四	北緯三四度二三分五六秒東経一三一度一一分二〇秒の点	
一五	基点一四から五二度五六分四五度九八・八メートルの点	
一六	基点一五から九四度五一分二五秒二五〇・三メートルの点	
一六の四	基点一六から六一度二八分五〇秒三〇五・九メートルの点	
一七	基点一六の四から四二度五六分一〇秒五四・一メートルの点	
一八	基点一七から三〇四度五八分三二秒一一三・六メートルの点	
一九	基点一八から一四三度二一分三二秒三六三・五メートルの点	
二〇	長門市大字仙崎第二、六二三番地の西端標杭の位置	
二一	〃	〃　第二、六二〇番地の西端標杭の位置
二二	〃	〃　第二、五九八番地の五の西端標杭の位置
二三	〃	〃　大日比控堤基部の中心標杭の位置
二四	〃	〃　第二、四八八番地の二の南端標杭の位置
二五	〃	〃　第二、四八七番地の二の西端標杭の位置
二六	〃	〃　第二、一七八番地の一の北端標杭の位置
二七	〃	〃　第二、一四四番地の一の西端標杭の位置
二八	〃	〃　第二、一一九番地の西端標杭の位置
二九	〃	〃　第二、一〇五番地の一の西北端標杭の位置
三〇	〃	〃　第二、一〇五番地の二の東北端標杭の位置

(二) 補助点

一の一	基点一から三〇度七〇メートルの点
二の一	基点二から三〇度七〇メートルの点
三の一	基点三から一五〇度七〇メートルの点
四の一	基点四から一一〇度五〇メートルの点
五の一	基点五から一五〇度八〇メートルの点
六の一	基点六から二三五度九〇メートルの点
六の二	基点六から一八〇度一二〇メートルの点
六の三	基点六から一一〇度八〇メートルの点
七の一	基点七から九〇度八五メートルの点
八の一	基点八から六五度六〇メートルの点
九の一	基点九から八〇度六〇メートルの点
一〇の一	基点一〇から〇度五〇メートルの点
一二の一	基点一二から〇度七〇メートルの点

一二の二　基点一二から二九〇度七五メートルの点
一三の一　基点一三から三三〇度八〇メートルの点
一四の一　基点一四から一六四度二九分〇九秒五二・七メートルの点
一五の一　基点一五から一八六度四七分四四秒五六・五メートルの点
一六の一　基点一六から五二度三二分四〇秒一〇・八メートルの点
一六の二　基点一六から一一八度三三分二〇秒四七・一メートルの点
一六の三　基点一六の四から一六四度〇〇分〇一秒七七・八メートルの点
一六の五　基点一六から一八六度四二分三一秒四八・〇メートルの点
一六の六　基点一六から一五八度五七分一四秒八五・七メートルの点
一六の七　基点一六の四から一四一度五〇分〇七秒一三三・七メートルの点
一六の八　基点一六の四から一〇七度二四分二三秒六〇・四メートルの点
一六の九　基点一六の四から九二度五〇分一九秒八六・八メートルの点
一七の一　基点一七から八三度五八分二九秒八三・七メートルの点
一八の一　基点一八から七九度三九分四七秒六九・八メートルの点
一九の一　基点一九から二七二度四一分〇二秒四四・八メートルの点
二〇の一　基点二〇から一八〇度五〇メートルの点
二一の一　基点二一から一八〇度五〇メートルの点
二二の一　基点二二から二一〇度五〇メートルの点
二三の一　基点二三から〇度五〇メートルの点
二四の一　基点二四から二〇度六〇メートルの点
二五の一　基点二五から八五度六〇メートルの点
二六の一　基点二六から九五度五〇メートルの点
二七の一　基点二七から一四〇度七〇メートルの点
二八の一　基点二八から一八〇度五〇メートルの点
二九の一　基点二九から一八〇度五〇メートルの点
三〇の一　基点三〇から一八〇度五〇メートルの点

注　1　基点一四の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2　方位は、磁針方位（基点一四から一九及び補助点一四の一から一九の一までについては、真方位）とする。

山口県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

山口県知事　村岡嗣政

道路の種類　一般国道
路線名　三一六号
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
美祢市大嶺町東分字前田四三三の一地先から同市大嶺町東分字四三一の三地先まで		旧	最狭一一・四 最広一二・五	四一・九	
		新	最狭一一・五 最広一四・五	四一・九	道路改良工事の完了による。

道路の種類　県道
路線名　陶湯田線
道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
山口市平井字墓下六三〇の四地先から同市若宮町三〇〇の七地先まで		旧	最狭一二・〇 最広二九・〇	四五一・四	
		新	最狭二三・〇 最広三三・〇	四五一・四	

道路の種類　県道
路線名　豊田三隅線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
長門市渋木字西崩原九九の一地先	旧	最狭 二〇・八 最広 二〇・八	九一・八	
	新	最狭 一二・〇 最広 二九・〇	七九・七	道路改良工事の完了による。

道路の種類　県道
路線名　久津小田線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
長門市油谷川尻字小白浜八地先から同市油谷向津具上字向野三七二三の一地先まで	旧	最狭 二七・八 最広 五五・八	五八・〇	
	新	最狭 三一・八 最広 六四・〇	五八・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年四月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三一六号	美祢市大嶺町東分字前田四三三の一地先から同市大嶺町東分同字四三一の三地先まで	平成三十年四月七日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道豊田三隅線	長門市渋木字西崩原九九の一地先	平成三十年四月七日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道久津小田線	長門市油谷川尻字小白浜八地先から同市油谷向津具上字向野三七二三の一地先まで	平成三十年四月七日

（六三） 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成三十年四月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　就任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
山口市阿知須土地改良区	理事	井本　達彦	山口市阿知須八〇四

二　退任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
山口市阿知須土地改良区	理事	岡藤　峯雄	山口市阿知須八八二の一

（六四） 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成三十年四月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類	路線名	区間
県道	陶湯田線	山口市平井字墓下六三〇の四地先から同市若宮町三〇〇の七地先まで

（六五） 長門都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年四月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　都市計画の種類及び名称
　長門都市計画下水道長門市公共下水道
二　都市計画の図書の写しの縦覧場所
　山口県土木建築部都市計画課

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長　田　中　一　郎

「周南市熊毛母子健康センター　〃　大字呼坂四一八の一七五　〃　〃　〃」を

削る。

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長　田　中　一　郎

「長門市油谷新別名八三三」を「長門市油谷新別名一〇八三三」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成三十年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長　田　中　一　郎

名称	所在地	指定年月日
ルナテラス	下関市大字冨任九一	平成二九、九、二八
特別養護老人ホームあすとぴあ	宇部市あすとぴあ七丁目一番二号	平成三〇、一、一五
サービス付き高齢者向け住宅清風オリオン	長門市三隅中二八六	〃　〃　〃
地域密着型特別養護老人ホームシャイディック和水	〃　一八一一	〃　〃　〃

平成三十年四月六日印刷
平成三十年四月六日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事